山辺　銀藏 三重県志摩郡磯部町大字山田265番地 （持分１／58）	
西　辻夫 三重県志摩郡磯部町大字山田173番地 （持分１／58）	
東　小平 三重県志摩郡磯部町大字山田319番地 （持分１／58）	
東　猪介 三重県志摩郡磯部町大字山田266番地 （持分１／58）	
東　次郎 三重県志摩郡磯部町大字山田266番地 （持分１／58）	
石川　とさ 三重県志摩郡磯部町大字山田567番 （持分１／58）	
西井　健一 三重県志摩郡磯部町大字山田607番地１ （持分１／58）	
堤　政一 三重県志摩郡磯部町大字山田331番地 （持分１／58）	
山辺　幸夫 三重県志摩郡磯部町大字山田600番地 （持分１／58）	
西井多賀一 三重県志摩郡磯部町大字山田303番地 （持分１／58）	
堤　耕一郎 三重県志摩郡磯部町大字山田793番地 （持分１／58）	
堤　喜代治 三重県志摩郡磯部町大字山田793番地 （持分１／58）	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成28年4月25日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛媛県四国中央市金生町下分字原1706番１ 畑　9.91㎡	星川　次郎 愛媛県四国中央市金生町下分582番地	現況転用目的で貸付中
愛媛県四国中央市金生町下分字原1716番８ 畑　33㎡	星川　安蔵 愛媛県四国中央市金生町下分82番	現況転用目的で貸付中
	星川　辰蔵 愛媛県四国中央市金生町下分64番	
	星川儀太郎 愛媛県四国中央市金生町下分65番	
	星川直太郎 愛媛県四国中央市金生町下分66番	
	星川　音松 愛媛県四国中央市金生町下分68番	
	星川　彦次 愛媛県四国中央市金生町下分69番	
	星川　友吉 愛媛県四国中央市金生町下分70番	
	星川　政吉 愛媛県四国中央市金生町下分70番	
	星川信太郎 愛媛県四国中央市金生町下分71番	
	星川　定吉 愛媛県四国中央市金生町下分72番	
	星川亀太郎 愛媛県四国中央市金生町下分73番	
	星川　甫蔵 愛媛県四国中央市金生町下分74番	
	星川　繁松 愛媛県四国中央市金生町下分75番	
	星川　筆市 愛媛県四国中央市金生町下分76番	
	伊藤忠太郎 愛媛県四国中央市金生町下分78番	
	星川　喜蔵 愛媛県四国中央市金生町下分79番	
	星川　庄吉 愛媛県四国中央市金生町下分80番	
	星川　音吉 愛媛県四国中央市金生町下分81番	
	星川佐太郎 愛媛県四国中央市金生町下分82番	
	星川弥太郎 愛媛県四国中央市金生町下分83番	
	星川　甫市 愛媛県四国中央市金生町下分84番	
	星川　元吉 愛媛県四国中央市金生町下分85番	
	星川市太郎 愛媛県四国中央市金生町下分85番	
	星川　長次 愛媛県四国中央市金生町下分85番	
	高橋安佐エ門 愛媛県四国中央市金生町下分86番	
	星川　房吉 愛媛県四国中央市金生町下分87番	
	星川　馬蔵 愛媛県四国中央市金生町下分88番	
	高橋滝次郎 愛媛県四国中央市金生町下分89番	
	伊藤峯太郎 愛媛県四国中央市金生町下分90番	
	高橋　トク 愛媛県四国中央市金生町下分90番	
	星川　栄蔵 愛媛県四国中央市金生町下分91番	
	星川伊太郎 愛媛県四国中央市金生町下分94番	
	星川　実次 愛媛県四国中央市金生町下分95番	
	星川　倉吉 愛媛県四国中央市金生町下分95番	
	星川　定次 愛媛県四国中央市金生町下分95番	
	星川　本蔵 愛媛県四国中央市金生町下分96番	
	星川　春吉 愛媛県四国中央市金生町下分96番	